

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正に伴う結果の公示
について

1 規則等の題名

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年長崎県公安委員会規則第1号）

2 意見公募手続を実施しなかった理由

警察庁において、今回の規則改正と実質的に同一内容である「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成6年国家公安委員会規則第26号）の改正時に意見公募手続を実施していることから、行政手続法第39条第4項第5号に基づき、意見公募手続を実施しませんでした。

3 公布日

令和7年2月28日